

平成20年6月4日

金融庁総務企画局総務課 御中

社団法人 信託協会

「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 我が国金融・資本市場の競争力強化のため、金融の専門知識やスキルを持った人材の厚みを増すという目的や趣旨・理念は賛同でき今後進めていくべき課題であると認識している。

一方、今後の運営上、資格取得を取締役の適格要件とすることや、金融機関に対する資格取得者の一定割合確保の義務化等、金融機関に対して新たな制約をもたらすことにならないよう配慮頂きたい。

(理由)

上記事項が金融機関に義務化された場合、金融機関における人材の戦略的、機動的な確保に支障が生じ、本来の目的である我が国金融・資本市場の競争力強化、向上という目的の妨げとなり得るため。

また、信託銀行は多様な業務を営んでおり、今回のコンセプトと完全に合致した金融専門知識が求められている訳ではない。

(2) 英語に関し、既にハイレベルな資格を保有する場合には、試験項目免除をする等の工夫が必要である。

(理由)

英語についての能力を測る試験として既にTOEIC等が定着しているため。

以上